令和4年度第　回五島市農業委員会総会会議議事録

開 会 日 時	令和4年9月26日　午後1時30分							
閉 会 日 時	令和4年9月26日　午後2時45分							
場　　所	五島市役所新本館 3 階会議室（3−A,B,C）							
農 業 委 員 出 席 委 員 （15名）	1	南　忠明			3	山﨑　早苗	4	平田　光昭
	5	荒木　富男	6	今里　誠一			8	山本　実雄
	9	小林　善孝	10	古里　善秀	11	寺脇　八夫		
	13	上村　孝幸	14	角田　隆章	15	尾崎　初雄	16	本村　　元
	17	寺坂　誠一	18	林　　賢市	19	山田　勝久		
欠 席 委 員 （4名）	2	出口　幸博	7	中村　耕二	10	古里　善秀	12	長尾　五男
推 進 委 員 出 席 委 員 （　名）								
欠 席 委 員 （　名）								
署 名 委 員	4	平田　光昭	5	荒木　富男				
事 務 局	事務局長:吉田典昭　次長:藤原勝栄　係長:阿野舞子　事務職員:浜上研人 嘱託員　:井川勝博							
	分室　富　江:設楽係長　三井楽:安永係長　奈留:荒木係長 岐　宿:江頭分室長　玉之浦:熊川主査							

上程案件及び処理結果	議　題	件　　名	結　果
	議案第 42 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　決
	議案第 43 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　決
	議案第 44 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　決
	議案第 45 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　決
	議案第 46 号	農用地利用集積計画の決定について	可　決
	議案第 47 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　決
	議案第 48 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　決

＝午後1時30分　開会＝

□事務局

それでは、令和4年度　第6回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、2番出口委員、7番　中村委員、12番　長尾委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19名中15名となります。なお10番古里委員は出られる予定ですがまだ来られておりません。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

〇議長

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和 4 年度第 6 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

〇議長

郵便が遅れたことにより議案書が総会の 3 日前に届きませんでしたが、今後事務局からの発送については期日までに届くようにいたしますので、本会の開催について同意をいただけるでしょうか。

-はい。という声多数。-

大変申し訳ありませんでした。

〇議長

それでは、議案第42号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい。議長

議案第42号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。2ページから5ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 3 筆、畑 27 筆で、面積は 21,726 ㎡となっております。

4月からの累計は、田 36 筆、畑 88 筆、樹園地 1 筆で、合計面積は 99,447 ㎡となっております。

以上です。

〇議長

質疑を行います。

質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

〇議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第42号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〇議長

出席委員の過半数に達しています。

よって、「議案第42号の農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

〇議長

次に、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

6ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

8ページをご覧ください。

議案第43号

1 番　権利:賃貸借権　設定期間は 5 年間

所在:岐宿町　田2筆　5,330 ㎡

譲渡理由:借り人の申出を受けて、農地を貸し出す。

譲受理由:農地を借り受けて、農業(繁殖牛飼育)経営を始める。

9 月 16 日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長

議案第43号の1番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

〇議長

質疑はございませんか。

―挙手なし―

〇議長

挙手がないようですので、採決いたします。議案第４３号の１番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって議案第４３号の１番は許可されました。

〇議長

次に、議案第４３号２番を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

２番　権利：所有権移転　有償　交換

所在：岐宿町　畑１筆　260 ㎡

譲渡理由：利便性向上のために岐宿町河務字一ノ河 400 番 1（山林）と交換する。

譲受理由：利便性向上のために岐宿町河務字家ノ平 738 番 2 と交換する。

9 月 16 日に岐宿地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長

議案第４３号２番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

〇議長

質疑はございませんか。

―挙手なし―

〇議長

挙手がないようですので、採決いたします。

議案第４３号２番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって議案第４３号の２番は許可されました。

〇議長

次に、議案第４４号、「農地法第第４条の規定による許可申請に係る意見について」を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

議案説明の前に第 4 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。9 から 10 ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、11 ページの議案第 44 号の 1 番をご説明いたします。

所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であります。

申請地は、現状のまま利用し土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。建物の高さを加減することにより、近隣農地の営農等への影響はないと思われます。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

以上です。

○議長

次に、議案第44号に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長

福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第44号の1番について、当協議会は去る9月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第4条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○議長

福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わります。
議案第４４号に対する福江地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

○議長

出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第４４号は、許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第４５号、「農地法第第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。議案説明の前に 12 ページから 13 ページの第 5 条の規定による
許可申請に関する参照条文については第 4 条で説明したとおりです。
それでは、14 から 15 ページの議案第 45 号の 1 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内の第 1 種中高層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地です。
申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

最後に、16 ページの議案第 45 号の 2 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地であます。
申請地は、現状のまま利用することにより土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。
また、建物等の建築が無いので日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。
また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水の発生はありません。
以上です。

○議長

次に、議案第４５号に対する地区協議会会長の報告を求めます。
質疑は、地区協議会会長報告のあとに行います。
それでは、議案第４５号の１番から２番に対する大津・奈留地区協議会会長の報告を求めます。

□大津・奈留地区協議会会長

大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第４５号の１番及び２番について、当協議会は去る９月１６日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第４５号の１番及び2番について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。

○議長

大津・奈留地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長

質疑を終わり、採決を行います。
議案第４５号の１番から2番に対する大津・奈留地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第４５号の１番から2番は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第４６号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

はい。議長
議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。
17、18　ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

それでは、議案についてご説明いたします。19 ページをご覧ください。

1 番　　申請地　　畑 1 筆　　1,715 ㎡

更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

2 番　　申請地　　畑 3 筆　　5,274 ㎡
更新で、契約内容は解除条件付きの賃貸借権となっております。

3 番　　申請地　　田 1 筆　　655 ㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

4 番 1　　申請地　　田 1 筆　　1,745 ㎡
4 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　245 ㎡
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

5 番　　申請地　　畑 1 筆　　1,342 ㎡
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

6 番　　申請地　　畑 2 筆　　2,753 ㎡
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

7 番　　申請地　　田 1 筆　　2,441 ㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

8 番　　申請地　　畑 1 筆　　2,407　㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

9 番　　申請地　　畑 3 筆　　11,207 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

10 番　　申請地　　畑 2 筆　　10,806 ㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

11 番　　申請地　　田 6 筆　　4,063 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

12 番　　申請地　　田 8 筆　　11,267 ㎡
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

続きまして所有権移転についてご説明いたします。

13 番　　申請地　　畑 4 筆　　6,806 ㎡
契約内容は贈与となっております。

14 番　　申請地　　畑 1 筆　　2,146 ㎡
契約内容は売買となっております。

申請番号 1 番～14 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の⑴の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第46号、貸借(たいしゃく)権設定の1番から12番、および所有権移転の13番から 14 番は原案どおり可決してよろしいでしょうか。

可決することに賛成の方は、挙手願います。

○議長

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第46号、貸借(たいしゃく)権設定の1番外12件、所有権移転の13番外 1 件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第47号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

参照条文につきましては、議案第 46 号で説明したとおりでございますので省略いたします。

1 番 1	申請地	畑 1 筆	2,039 ㎡
1 番 2	申請地	畑 3 筆	6,724 ㎡
1 番 3	申請地	畑 1 筆	4,513 ㎡
1 番 4	申請地	畑 1 筆	1,614 ㎡
1 番 5	申請地	畑 1 筆	2,716 ㎡
1 番 6	申請地	畑 1 筆	2,267 ㎡
1 番 7	申請地	畑 1 筆	1,653 ㎡
1 番 8	申請地	畑 1 筆	2,280 ㎡
1 番 9	申請地	畑 1 筆	1,046 ㎡
1 番 10	申請地	畑 2 筆	2,221 ㎡
1 番 11	申請地	畑 2 筆	4,690 ㎡
1 番 12	申請地	畑 1 筆	3,537 ㎡
1 番 13	申請地	畑 3 筆	3,328 ㎡
1 番 14	申請地	畑 4 筆	2,106 ㎡
1 番 15	申請地	畑 2 筆	1,611 ㎡
1 番 16	申請地	畑 1 筆	1,526 ㎡

1 番 17　　申請地　　畑 4 筆　　6,390 ㎡
1 番 18　　申請地　　畑 7 筆　　5,723 ㎡
1 番 19　　申請地　　畑 2 筆　　4,157 ㎡
1 番 20　　申請地　　畑 2 筆　　10,759 ㎡
1 番 21　　申請地　　畑 2 筆　　9,308 ㎡
1 番 22　　申請地　　畑 1 筆　　958 ㎡
1 番 23　　申請地　　畑 1 筆　　214 ㎡
1 番 24　　申請地　　畑 2 筆　　2,312 ㎡
1 番 25　　申請地　　畑 2 筆　　1,083 ㎡
1 番 26　　申請地　　畑 1 筆　　2,942 ㎡
1 番 27　　申請地　　畑 3 筆　　4,511 ㎡
1 番 28　　申請地　　畑 1 筆　　3,699 ㎡
1 番 29　　申請地　　畑 4 筆　　4,412 ㎡
1 番 30　　申請地　　畑 1 筆　　3,914 ㎡
1 番 31　　申請地　　畑 2 筆　　5,092 ㎡
1 番 32　　申請地　　畑 1 筆　　5,749 ㎡
1 番 33　　申請地　　畑 1 筆　　2,072 ㎡
1 番 34　　申請地　　畑 2 筆　　5,678 ㎡
1 番 35　　申請地　　畑 1 筆　　1,148 ㎡

以上、1 番 1 から 1 番 35 の契約内容は、賃貸借権が 1 番 1、1 番 3 から 1 番 9、1 番 16、1 番 17、1 番 30 から 1 番 35、ほかは使用貸借権となっております。

申請番号 1 番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第47号、貸借(たいしゃく)権設定の1番1から1番35は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
可決することに賛成の方は、挙手願います。

○議長
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第47号の貸借(たいしゃく)権設定の1番1外34件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第48号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長
それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。37 ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 47 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。38 ページをご覧ください。

1 番 1　　申請地　　畑 1 筆　　2,039 ㎡
1 番 2　　申請地　　畑 3 筆　　6,724 ㎡
1 番 3　　申請地　　畑 4 筆　　6,390 ㎡
1 番 1 から 1 番 3 の契約内容は、使用貸借権が 1 番 2、ほかは賃貸借権となっております

2 番 1　　申請地　　畑 1 筆　　4,513 ㎡
2 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　1,614 ㎡
2 番 1、2 番 2 の契約内容は、賃貸借権となっております

3 番　　申請地　　畑 1 筆　　1,653 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

4 番 1　　申請地　　畑 2 筆　　4,690 ㎡
4 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　3,537 ㎡
4 番 3　　申請地　　畑 3 筆　　3,328 ㎡
4 番 1 から 4 番 3 の契約内容は、使用貸借権となっております

5 番 1　　申請地　　畑 4 筆　　2,106 ㎡
5 番 2　　申請地　　畑 2 筆　　1,611 ㎡
5 番 3　　申請地　　畑 2 筆　　2,312 ㎡
5 番 1 から 5 番 3 の契約内容は、使用貸借権となっております。

6 番 1　　申請地　　畑 2 筆　　2,221 ㎡
6 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　2,942 ㎡
6 番 1、6 番 2 の契約内容は、使用貸借権となっております

7 番 1　　申請地　　畑 1 筆　　2,716 ㎡
7 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　1,046 ㎡
7 番 1、7 番 2 の契約内容は、賃貸借権となっております

8 番　　申請地　　畑 1 筆　　2,280 ㎡

契約内容は、賃貸借権となっております

9 番　　申請地　　畑 1 筆　　2,267 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

10 番　　申請地　　畑 1 筆　　1,526 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

11 番　　申請地　　畑 2 筆　　9,308 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております

12 番　　申請地　　畑 1 筆　　958 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております

13 番 1　　申請地　　畑 7 筆　　5,723 ㎡
13 番 2　　申請地　　畑 2 筆　　4,157 ㎡
13 番 3　　申請地　　畑 2 筆　　10,759 ㎡
13 番 4　　申請地　　畑 1 筆　　214 ㎡
13 番 1 から 13 番 4 の契約内容は、使用貸借権となっております

14 番 1　　申請地　　畑 2 筆　　1,083 ㎡
14 番 2　　申請地　　畑 4 筆　　4,412 ㎡
14 番 1、14 番 2 の契約内容は、使用貸借権となっております

15 番 1　　申請地　　畑 3 筆　　4,511 ㎡
15 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　3,699 ㎡
15 番 1、15 番 2 の契約内容は、使用貸借権となっております

16 番 1　　申請地　　畑 1 筆　　3,914 ㎡
16 番 2　　申請地　　畑 2 筆　　5,092 ㎡
16 番 3　　申請地　　畑 1 筆　　5,749 ㎡
16 番 4　　申請地　　畑 1 筆　　2,072 ㎡
16 番 1 から 16 番 4 の契約内容は、賃貸借権となっております

17 番 1　　申請地　　畑 2 筆　　5,678 ㎡
17 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　1,148 ㎡
17 番 1、17 番 2 の契約内容は、賃貸借権となっております

申請番号 1 番 1 から 17 番 2 までの配分計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

○議長

質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

〇議長

挙手がないようですので、採決いたします。
議案第４８号１番１から１７番2については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり適当であるとの意見とすることに賛成方は、挙手願います。

〇議長

出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第４８号１番１外３４件は、適当であるとの意見に決しました。

〇議長

議題は以上で終了いたしました。

〇議長

次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項
⑴ ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班報告について
⑵ 会議等報告・予定について
⑶ 農地所有適格法人要件確認について
⑷ その他
について報告

〇議長

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和４年度第6回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後 2 時 45 分　閉会＝